

青 第 1 5 2 号  
令和 2 年 8 月 2 6 日

埼玉県青少年健全育成審議会  
会 長 東 宏 行 様

埼玉県知事 大野 元裕



有害がん具等の指定について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例第12条第1項の規定により、下記の器具を有害がん具等として指定したいので、同条例第25条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

種類	名 称	構造
がん具	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっている洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から50センチメートルの距離で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

## クロスボウ（銃砲型近代洋弓）の有害がん具等の指定について

## 1 指定すべきがん具等の名称・構造等

種 類	名 称	構 造
がん具	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっている洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から 50 センチメートルの距離で 0.07 重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

## 2 諮問の理由

近年、クロスボウ（銃砲型近代洋弓）を使用した事件が複数発生しており、本年 6 月には兵庫県内において、20 代男性が家族 4 人を殺傷する凶悪重大な事件が発生した。

クロスボウは、人を死に至らしめる殺傷力を有するものが多数販売されている状況であるが、現行では所持及び使用についての規制はなく、インターネット等で購入することが可能である。

販売店では自主規制により 18 歳未満への販売を行っていないものの、万が一精神的に未成熟な段階である青少年がこれを入手して悪用し、または誤った使い方をした場合、青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

既に全国では 23 県において有害がん具等に指定しており、本県においても、青少年による同種事案の発生を未然に防止する必要性が認められることから、埼玉県青少年健全育成条例における有害がん具等として指定しようとするものである。

## 3 クロスボウとは

## (1) 歴史

西洋で用いられた弓の一種であり、銃と同様に引き金を引くことで矢を発射する機能を有するもの。兵器や狩猟用具として発達し、現在は、弓道やアーチェリーと同様にスポーツ用品として普及している。



クロスボウ（イメージ）

## (2) 日本における法規制

現行法による所持、使用等の規制はない。

銃砲刀剣類所持等取締法では、銃器、刃物に対する規制はあるものの、弓矢に関する規制はない。一部の県において、青少年に対する販売、譲り渡し等が条例で規制されている（後述）

### (3) クロスボウの種類（一般的な例示）

ピストルクロスボウ（低威力）
<ul style="list-style-type: none"><li>・弦を引く際の重量：50～80 ポンド</li><li>・初速：150～190FPS（フィート毎秒）※秒速約 45～58m/s</li><li>・実銃のハンドガンくらいの大きさ</li><li>・全長 30～40cm、全幅 40～50cm、重量 0.5～1kg</li><li>・販売価格：4,000～10,000 円</li></ul>

※ 1 ポンド=0.4536kg

フルサイズクロスボウ（中威力）
<ul style="list-style-type: none"><li>・弦を引く際の重量：120～150 ポンド</li><li>・初速：200～290FPS（フィート毎秒）※秒速約 61～88m/s</li><li>・実銃のライフルくらいの大きさ</li><li>・全長 70～80cm、全幅 50～60cm、重量 2～3kg</li><li>・販売価格：14,000～30,000 円</li></ul>

コンパウンドクロスボウ（高威力）
<ul style="list-style-type: none"><li>・弦を引く際の重量：175～225 ポンド</li><li>・初速：300～450FPS（フィート毎秒）※秒速約 91～137m/s</li><li>・実銃のライフルくらいの大きさ</li><li>・コンパウンド（滑車）を使用して弦を引くものであり、非常に高威力</li><li>・全長 85～100cm、全幅 50～60cm、重量 3～4kg</li><li>・販売価格：50,000～400,000 円</li></ul>

## 4 クロスボウの普及状況

### (1) クロスボウの販売実態（埼玉県）

取り寄せ販売可能店は数店舗あるものの、店頭販売は確認できなかった。

※ インターネット上では複数店舗で販売を確認

### (2) クロスボウの競技人口（全国）

区分	中高生の競技人口	所属団体
クロスボウ	確認できず	(一社)全日本クロスボウ協会 日本ボウガン射撃協会
弓道	約70,000人	(公財)全日本弓道連盟
アーチェリー	約5,000人	(公社)全日本アーチェリー連盟

(3) 中学校、高等学校の部活動におけるクロスボウの利用実態（埼玉県）

区分	部活動数		
	中学校	高等学校	計
クロスボウ	0校	0校	0校
弓道	5校	85校	90校
アーチェリー	3校	9校	12校

5 クロスボウが使用された主な事件

別紙参照

6 他県における青少年への販売等規制状況

有害指定済み23県（8月26日現在）

（茨城、栃木、静岡、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、兵庫、奈良、三重、和歌山、広島、島根、岡山、鳥取、徳島、愛媛、福岡、大分、熊本、宮崎、沖縄）

● 主な有害指定内容

都道府県	種別・名称	指定日	構造	機能
兵庫	玩具類	令和2年6月5日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの	
奈良	クロスボウ	令和2年6月29日	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端1mの距離で0.05kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの
和歌山	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	令和2年6月26日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの	
岡山	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	令和2年6月19日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの
徳島	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	令和2年7月22日	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるもので、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から50センチメートルの距離で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	

7 規制する数値について

【構造】

銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっている洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から50センチメートルの距離で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

(1) 重量キログラムメートル毎平方センチメートル (kgf・m/cm<sup>2</sup>) とは

1 cm<sup>2</sup>あたりにどのくらいの仕事量 (エネルギー) があるかという数値。

弓矢の場合、発射された矢の速度、矢の質量、矢の断面積から算出する。

【算出方法】

$$\textcircled{1} \quad 1/2 \times \text{質量} \times \text{速度} \times \text{速度} = \text{矢の運動エネルギー}$$

$$\textcircled{2} \quad \text{矢の運動エネルギー} \div \text{断面積} = \text{単位面積当たりのエネルギー}$$

(2) 規制する威力 (0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>) について

- 0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>の矢が人体に与える影響については、一般的には「皮下出血が生じる程度」である。これは先端が鋭く加工されていない状態であり、鋭い状態であれば、出血する可能性が高く、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるといえる。
  - 概ねの計測方法としては、「矢の先端から3 mの距離で新聞紙5枚を貫通する」程度である。
  - 条例で規制している23県のうち10県が同数値で規制している。
- ※ 銃器での殺傷能力の基準は20J/cm<sup>2</sup> (kgf・m/cm<sup>2</sup>に換算すると約2.04kgf・m/cm<sup>2</sup>)

## 別紙

### クロスボウが使用された主な事件

- 1 令和2年6月4日 兵庫県 23歳無職男性が家族4人にクロスボウを発射し、祖母、母、弟を殺害、叔母に重傷を負わせて逮捕された。
- 2 平成28年9月 東京都 20代男性がアパート自室にクロスボウを持って立てこもり、およそ3時間半後に公務執行妨害で逮捕された。(警察官にクロスボウを構えた)
- 3 平成27年11月 大阪府 医学部志望の40代男性が「受験勉強をするのに犬がうるさい」と隣人宅の窓に向けてクロスボウを発射し逮捕された。
- 4 平成27年10月 福岡県 指定暴力団組員の男性らが、制裁を加えるため知人の18歳男性に車で連れ去り、橋の欄干に立たせて胸をクロスボウで射ち重傷を負わせ逮捕された。
- 5 平成27年8月 愛知県 20代男性が、元同僚である新聞配達員の胴部にクロスボウを撃ち込んだ上、刃物のような物で切りつけるなどして逮捕された。
- 6 平成27年4月 茨城県 30代無職男性が、路上を自転車で走行中の男性に向けてクロスボウを発射し、右脚に矢を貫通させて負傷させ逮捕された。通行人を無差別に狙った犯行。
- 7 平成25年3月 神奈川県 19歳の長男が自宅においてうたた寝をしていた実母の頭部にクロスボウを撃ち込んだ上サバイバルナイフで首や背中刺すなどして殺害し、遺体をバラバラに切断して逮捕された。長男は「母を殺してみたかった」などと供述。
- 8 平成22年2月 神奈川県 30代無職男性が、路上を自転車で走行中の男子高校生に対し、自宅の2階からクロスボウで矢を放ち、顔面に命中させて負傷させたことで逮捕された。

埼玉県青少年健全育成条例による有害指定

指定番号	種類	名称	構造	製造所	指定年月日	指定理由	告示番号
1	がん具	MGCM-93 R-AP	充てんした圧縮ガスの力を利用して、プラスチック製の弾丸を発射させるもの。	株式会社 エム・ジー・シー	S61.9.22	青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	1384
2	刃物	バタフライナイフ (通称)	柄部が二つに分離し、それぞれがおよそ180度回転することにより開刃する構造を有する刃物。		H10.2.20	〃	233
3	刃物	ダガーナイフ (通称)	鍔(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃の刃体を有し、その先端部が著しく鋭い刃物		H20.8.12	〃	1091
4	刃物	スローイングナイフ (通称)	片刃又は両刃で、柄(つか)部の幅よりも刃の幅が大きく、「投げナイフ」とも呼ばれる刃物		〃	〃	〃
5	刃物	ククリナイフ (通称)	片刃で刀身が凹状に湾曲している刃物で、「ゲルカナイフ」とも呼ばれるもの		〃	〃	〃
6	刃物	サバイバルナイフ (通称)	片刃で、峰の部分に鋸(のこぎり)刃を設けた刃体の先端部が著しく鋭い刃物		〃	〃	〃
7	刃物	コンパクトナイフ (通称)	片刃又は両刃で、軍事目的で製造された刃物又は軍事目的で製造されたことをうかがわせる名称の刃物		〃	〃	〃
8	刃物	アタックナイフ (通称)	〃		〃	〃	〃
9	刃物	タクティカルナイフ (通称)	〃		〃	〃	〃
10	刃物	コマンダーナイフ (通称)	〃		〃	〃	〃
11	刃物	ミリタリーナイフ (通称)	〃		〃	〃	〃

埼玉県青少年健全育成条例（抄）

（有害がん具等の指定及び売買等の禁止）

第12条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 (略)

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 (略)

（審議会への諮問）

第25条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

(1) (略)

(2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第12条第3項若しくは第4項（以下省略）の規定に違反した者

(2)～(3) (略)

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）

3 条例第12条第1項の規定に基づく有害がん具等の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの  
ア 性的行為を誘発し、又は助長するためのがん具その他の器具類

イ 性的興味をそそるために、性器又は性行為を題材として作られたがん具その他の器具類

(2) 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 銃砲刀剣類を形どったもの、若しくは飛び道具又は投げをすることを目的としたもので、人の生命又は身体に危害を与えるおそれのあるもの

イ がん具用煙火で、その構造又は機能が、人の生命又は身体に危害を与えるおそれのあるもの

ウ その他がん具等でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に危害を与えるおそれのあるもの